

新型コロナウイルス感染症に関する各種取扱いについて

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、この度の感染拡大により健康被害を受けられたお客さま、日常生活に影響を受けられたお客さまに対し、下記の特別なお取り扱いを実施いたします。

なお、当社では、これらの特別取扱いの適用を政府による緊急事態宣言の対象地域のお客さまに限定せず、国内全地域を対象といたします。

1. ご契約に対する特別取扱いについて

① 保険料払込猶予期間の延長について

保険料のお払込について、お申し出により、保険料のお払込猶予期間を最長6ヵ月間（2021年7月末まで）に延長するお取り扱いをいたします。

② 保険契約の更新手続きについて

2021年4月1日までに更新日が到来するご契約で、契約更新手続きができなかった方については、お申し出により個別に事情をお伺いし柔軟に対応いたします。

③ 保険金・給付金の請求手続の簡素化について

保険契約者または保険金・給付金受取人からのお申し出により、お手続きの際、必要書類を一部緩和するなどの対応により、迅速なお支払いをいたします。

2. 保険金・給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症により入院された場合やお亡くなりになられた場合は、入院給付金、死亡保険金、災害死亡保険金のお支払いの対象となります。

入院給付金につきましては、検査結果が陽性か陰性かにかかわらず、医師の指示により医療機関に入院された場合は、お支払いの対象となります。また、医療機関等の事情により、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合、医師の証明書などをご提出いただくことで入院給付金等のお支払いの対象としてお取り扱いいたします。

(ご参考)

[新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの保険金・給付金のお支払いについて
\(2020年4月10日\)](#)

[新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等のお支払いについて\(2020年5月14日\)](#)

3. 24時間WEB・電話健康相談サービスによるご相談への対応

カーディフ生命の保険にご加入のお客さまおよびそのご家族の方々にご利用いただける「カーディフ・アシスタンスサービス Home Concierge (ホームコンシェルジュ)」にて提供している「24時間WEB・電話相談サービス」では、新型コロナウイルス感染症に関する相談も承っています。保健師、看護師など専門的資格を持つ相談員が、ウェブまたは電話で24時間対応いたします。

ご利用にあたっては、[こちら](#)からアクセスいただけます。

※「Home Concierge」および「24時間WEB・電話相談サービス」は、当社が提携する株式会社保健同人社が提供するサービスです。当社の保険商品の保障の一部ではありません。

※ 新型コロナウイルスへの感染の確認には指定医療機関での検査が必要です。当サービスでは、指定医療機関への取次は行っておりませんのでご了承ください。また、保健同人社では、新型コロナウイルス感染症の疑い定義に当てはまる方には「帰国者・接触者相談センター」へのご連絡を推奨しています。

当社では、保険金・給付金等のお支払いやコールセンターを含むすべての業務を通常どおり継続しております。

ご不明な点につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

カーディフ生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

TEL: 0120-820-275 (通話料無料)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)